

電波利用環境委員会報告 (案)

CISPR の審議状況及び
ハンブルク会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR F 作業班

令和 8 年 7 月 28 日

目次

1	検討事項.....	1
2	委員会及び作業班の構成.....	1
3	検討経過.....	1
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	1
5	CISPR 会議の開催概要等.....	3
6	総会対処方針.....	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	7
(1)	A 小委員会.....	7
(2)	B 小委員会.....	7
(3)	D 小委員会.....	7
(4)	F 小委員会.....	7
(5)	H 小委員会.....	11
(6)	I 小委員会.....	11
8	検討結果.....	13
別添		14
1	基本的な対処方針.....	14
2	総会対処方針.....	14
3	各小委員会における対処方針.....	14
(1)	A 小委員会.....	14
(2)	B 小委員会.....	14
(3)	D 小委員会.....	14
(4)	F 小委員会.....	14
(5)	H 小委員会.....	14
(6)	I 小委員会.....	14

（参考資料）CISPR 規格の制定手順

（別表 5）CISPR F 作業班 構成員

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及び CISPR 各作業班の構成は別表 1～6 のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第 26 回 CISPR A 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR A 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第 29 回 CISPR B 作業班（令和 8 年 7 月 22 日）
CISPR B 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第 10 回 CISPR D 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR D 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第 31 回 CISPR F 作業班（令和 8 年 7 月 28 日）
CISPR F 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第 21 回 CISPR H 作業班（令和 8 年 7 月 24 日）
CISPR H 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第 21 回 CISPR I 作業班（令和 8 年 7 月 29 日）
CISPR I 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (7) 第●回 電波利用環境委員会（令和 8 年 8 月●日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 42 カ国（うち 15 カ国はオブザーバー）（注）である。

CISPR において策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

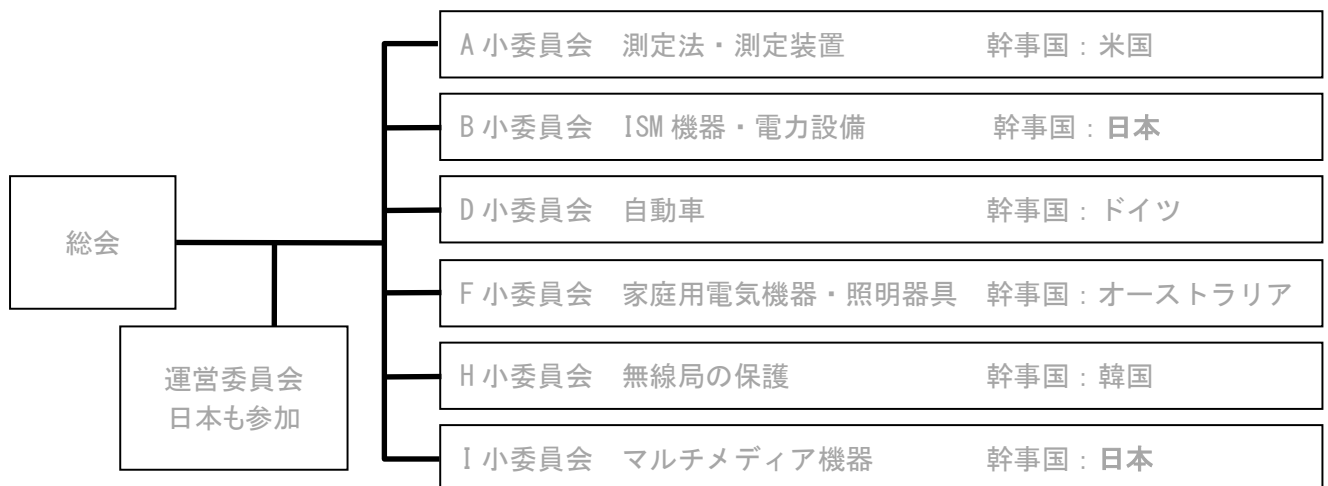
マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

（注）オーストラリア、アゼルバイジャン、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：ペラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（ahG）等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 ((一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 8 年 11 月 9 日から 11 月 20 日までの間、ドイツ ハンブルクにて開催される予定である。(D 小委員会については令和 8 年 10 月 6 日から 10 月 9 日までの間、米国 オースティンにて開催される予定である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から●名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 6 及び 7 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR から議題案は未着となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) 40 GHz までの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の共通エミッション規格への導入作業の開始が決定した。

A 小委員会では、43.5 GHz までの拡張について議論が行われているが、ahG 7 及び ahG 8 での審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることが決定されている。B 小委員会では 1-18 GHz の許容値のうち特に電子レンジに関して、今回の会議で修正が検討される予定である。D 小委員会では、43.5 GHz までの周波数上限の拡張は CISPR 12 第 8 版で議論し、第 7 版では 1 GHz のままとすることが合意されている。F 小委員会では 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されている。I 小委員会では、引き続き A 及び H 小委員会の検討結果待ちの状況である。

今回の CISPR 総会でも各小委員会から検討状況が報告される予定である。A 小委員会では 40 GHz までのサイトやアンテナの校正法及び放射妨害波測定法等について引き続き検討が行われている。F 小委員会では CISPR 14-1 第 8 版に向けた改定作業において、1 GHz 超の放射妨害波測定に APD 法の導入が検討されている。H 小委員会では WG 8 の ahG 9 により作成された 40GHz までの許容値モデルと許容値案をベースとして、共通エミッション規格に許容値を導入する作業が開始された。I 小委員会では、CISPR 32 第 3 版の最新の FDIS 案に、1 GHz から 6 GHz の放射妨害波に関して APD 測定法と許容値が反映されるとともに、同周波数帯の許容値の改定経緯が情動的付則(Annex M)として追加された。

本件は、各製品群対応小委員会における今後の GHz 帯の放射妨害波測定法と許容値の検討に関連するため、今回の総会でも、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある。一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミ

ミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内での影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和 5 年度の CISPR 総会后、装置数の増加による影響について検討を行うための作業班（WG）として CISPR/WG 4 が設立され、下記の 3 種類のカテゴリについて検討を行っていくこととなった。

- ① 異なる機種数の増加による影響
- ② 同じ種類（メーカー等は異なる）の機種数の増加による影響
- ③ 同じ機種（メーカー、型番が同一）の増加による影響

令和 5 年度の CISPR 総会では、CISPR/WG 4 の検討状況について報告が行われるとともに、CISPR/WG 4 が独自の文書を作成することが決定した。令和 6 年度の CISPR 総会では、CISPR TR 16-4-4 のパラメータを基に、「装置数の増加」に関連するパラメータや、全体の放射電界に与える影響からパラメータの見直しの必要性、また、装置間の距離・ケーブルの長さなど関係する他のパラメータについても検討中であることが報告された。

令和 7 年の CISPR ニューデリー会議では、WG 4 での活動状況と今後の活動計画について、報告書の骨子を決定し初稿完成に向けた作業を開始したこと、令和 8 年には測定やシミュレーションなどを踏まえて選定されたパラメータとシナリオの研究を継続すること、などが報告された。また、シミュレーションと実検証試験について、経験則に基づき、① OFCOM のシミュレーションプログラムに組み込み予定の電流プローブを用いてコモンモード妨害電流の増加による電界強度の変化を評価すること、② 放射妨害波測定を単一装置、その後複数装置で実施して、シミュレーションと測定値の相関関係を特定可能とすること、の試験計画を策定中であることが報告された。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和 3 年の H 小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会（NC）より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（in situにおけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値および共通エミッション規格）で JWG を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェック（Rapid emission check）のためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。JWG 発足は承認され（CISPR/1485/INF）、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和 5 年 7 月に第 1 回となる JWG 9 オスロ会議が開催された。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム

EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

その後、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- ・ 第 1 回：オスロ会議 (令和 5 年 7 月 5 日-6 日)
- ・ 第 2 回：オンライン会議 (令和 5 年 10 月 7 日)
- ・ 第 3 回：オンライン会議 (令和 5 年 12 月 4 日)
- ・ 第 4 回：シドニー会議 (令和 6 年 2 月 19 日-20 日)
- ・ 第 5 回：ロンドン会議 (令和 6 年 6 月 25 日-26 日)
- ・ 第 6、7、8 回：Web 会議 (令和 6 年 10 月 2 日、10 月 9 日、11 月 26 日)
- ・ 第 9 回：リレサン会議 (令和 7 年 7 月 31 日、8 月 1 日)
- ・ 第 10 回：オンライン会議 (令和 7 年 11 月 25 日)
- ・ 第 11 回：オンライン会議 (令和 8 年 5 月 5 日)

我が国は、当初はプロジェクトの拙速な立ち上げには反対しており、JWG 発足にも反対したが、現在はエキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

令和 6 年の会議では、A 小委員会に先立って JWG 9 のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正が CD 案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD 修正案へ採用されることとなった。

令和 6 年 10 月の A 小委員会（東京会議）では、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てた CD 案が、CIS/A/1462/DC として令和 7 年 1 月 24 日に IEC 事務局より配布された。

本ガイダンスに対しては、B 小委員会 WG 7 に我が国から提案して設置場所測定法（CISPR 37 CD 文書）に採用されている Preliminary measurement method が盛り込まれる予定となっている。

また、第 9 回リレサン会議では、英国から本ガイダンスを TS 化する提案が行われたが、我が国から本ガイダンスは当初方針の TR 化を支持し、TS 化には反対する寄書を提出して、これに合意が得られている。

更に、第 10 回と第 11 回のオンライン会議では、・・・。

今回の CISPR 総会では、A 小委員会より第 10 回と第 11 回の会議の審議結果が報告される予定であり、JWG 9 の今後の活動の進め方について確認する。

本課題は太陽光発電システム等のエミッション測定において考慮すべき、「システム一体」としての EMC 評価法にも直結する課題であることから、我が国としても積極的に議論に参画し課題の明確化と方向づけに取り組む。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

(2) B 小委員会

(ISM (工業・科学・医療) 機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定)

(3) D 小委員会

(自動車・モーターボートなどの妨害波に関する規格を策定)

(4) F 小委員会

(家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)

F 小委員会では、家庭用電気機器、電動工具及び類似の電気機器からの妨害波(エミッション)及び妨害耐性(イミュニティ)並びに照明機器の妨害波に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。F 小委員会には、第1作業班(WG 1)及び第2作業班(WG 2)の2つの作業班が設置されている。WG 1は、CISPR 14「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項」(CISPR 14-1(エミッション)及びCISPR 14-2(イミュニティ))を、WG 2は、CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」(エミッションのみ)を担当している。



F 小委員会 (家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)

現在の主な議題は、CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部 エミッション」の改定、CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第2部 イミュニティ」の改定、CISPR 14-3「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第3部 Limits and methods of measurement of

electromagnetic emissions for professional equipment in commercial and light-industrial locations」の作成及び CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定

(ア) 審議状況

令和4年のF小委員会サンフランシスコ会議以降、WG1にて、CISPR 14-1第8版への導入に向けて審議する議題が整理され、7つのフラグメントに分けたCD、CDV文書が発行されている。

A 電子レンジの要求事項を CISPR 11 から移管

B小委員会にて移管への賛成意見が多数であることが確認された。

CISPR 11で規定されている電子レンジに対する要求事項を変更なく CISPR 14-1に導入する。ただし、移管の対象はクラスB許容値が適用される範囲に限定する。

我が国には電子レンジの製造者が多数存在するため関心が高い。

令和7年F小委員会総会では、本移管に関するCDV文書(F/887/CDV)に対し、我が国は賛成を投票し、反対投票なしで可決された。受領コメント(F/889/RVC)は、エディトリアル修正のほか、技術的なものはAPDの定義を追加するなど軽微なものであった。審議は完了し、FDISへ進めることが合意された。

B 無線機能を持つ製品の試験

無線機能を持つ製品の試験方法を新たに規定する。各小委員会、各製品規格で個別に試験方法が検討され、それぞれ少しずつ異なっている現状の中で、CISPR/1525A/INFの内容に留意しながら、CISPR 14-1対象製品の実情を踏まえた対応を行う。

令和7年F小委員会総会では、第2CD(F/885/CD)への受領コメント(F/893/CC)の審議が完了し、第3CD(F/917/CD)が発行された。無線機能がスタンバイ状態での放射妨害波測定を認めるEIRP(等価等方輻射電力)の閾値は、ドイツからの修正提案が採用され、3Wから2Wに引き下げられ、中間会議での審議の結果、1Wまで引き下げられ、CDV(F/929/CDV)が発行された。

C 日本エキスパートからの提案

・電流プローブの使用方法

エアコンの室内機・室外機間接続線のAuxiliary port測定において、機器間接続線と冷媒配管への電流プローブの取り付け方が測定結果に影響を与える問題を解決する方法を検討・提案している。

・妨害波電力測定セットアップ

日本の家電製品に多い、電源線とアース線を別に持つ製品の測定方法・セットアップが規定されていないため、これを新たに提案している。また、妨害波電力測定時の被測定ケーブル高の規定がCISPR 14-1と16-

2-2 で微妙に異なるため、これを 16-2-2 に整合させる提案をしている。

令和 7 年 F 小委員会総会では、電流プローブを用いる測定にて、EUT の構造の違いに応じ、ディファレンシャルモードノイズのキャンセルが期待できる場合において、リードと冷媒配管を一緒にクランプする規定を CIS/F/892/CD で提案した。また、接地する構造を備えながらも接地線が存在しない場合の妨害波電力測定方法を明確にする提案を行った。

中間会議での審議の後、CDV (F/928/CDV) が発行された。

D GHz 帯の放射測定に、APD 測定の導入

GHz 帯の放射測定に、CISPR 32 で導入検討が進められている APD 測定の導入が提案されている。

令和 7 年 F 小委員会総会では、我が国から F/884/CD に対し、スパイクノイズ発生時間率を CISPR 32 での 10^{-5} から、 10^{-3} または 10^{-2} に変更することへの技術的根拠を要求し、CIS/F/924/INF が発行された。その後の審議の後、CDV (F/930/CDV) が発行された。

(イ) 対処方針

A 電子レンジの要求事項を CISPR 11 から移管

フラグメント 6 件の内、CDV 段階の 3 件の結果を待って、全てを統合した FDIS が発行される予定で、必要に応じて対処する。

B 無線機能を持つ製品の試験

CISPR/1525A/INF においては、相互干渉による放射エミッションの発生を根拠に無線機能を作動させて放射妨害波の測定を行うことを推奨しているが、CISPR 14-1 の対象となる製品においてはこれまでに相互干渉による事象が観測されていないことから、無線機能を受信状態での測定を認める閾値（無線出力値）を設ける方針で審議を進めている。米国 FCC 受験にて、Wi-Fi モジュールを内蔵するエアコンにおいて、無線機能の作動状態における放射妨害波測定結果への影響がない（差異が無い）ことから、この方針に沿って対処する。

C 日本エキスパートからの提案

日本エキスパートからの提案の審議は採用される方針で完了しており、他の審議事項についての各国コメントを確認し、必要に応じて対処する。

D GHz 帯の放射測定に、APD 測定の導入

CIS/F/924/INF が発行され、APD 許容値の技術的根拠が示された一方で、国内では本報告では技術的な検討が不十分との意見があり、ハンブルク会議において技術的根拠を再確認し、適切に対処する。

イ CISPR 14-2「電磁両立性－家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項－第 2 部 イミュニティ」の改定

(ア) 審議状況

F 小委員会 サンフランシスコ会議以降、WG 1 にて、CISPR 14-2 第 3 版 修正票 1 として審議する議題が整理された。その後、2 度目の CD、CDV の審議

が進められている。

A 要求事項の修正

第3版 修正票1では、EFT/B試験及び注入電流試験でAC及びDCポートの試験に対して必ずCDNを使用する要求であったものを廃止すること、注入電流試験で信号及びDCポートに対する試験レベルを1Vから3Vに変更すること、IEC 61000-4-34（一相あたりの入力電流が16Aを超える機器の電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験）の導入等、他のCISPR規格との整合性を高める変更を多く採用する方針で審議されている。

令和7年F小委員会総会では、CD文書（CIS/F/886/CD）へのコメント（CIS/F/895/CC）審議が完了した。その後、CDV文書（CIS/F/914/CDV）が発行され、賛成多数で可決された。中間会議においてCDV文書に対する各国コメントのレビューも完了し、FDISが発行される予定。

(イ) 対処方針

A 要求事項の修正

FDISに対して我が国は賛成で投票する方針。ハンブルク会議では、FDISの結果を確認し、必要に応じて対処する。

ウ CISPR 14-3「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第3部 Limits and methods of measurement of electromagnetic emissions for professional equipment in commercial and light-industrial locations」の作成

(ア) 審議状況

A 令和7年F小委員会総会後にNP文書（CIS/F/911/NP）が発行され、中間会議において各国からのコメントについて審議を行った。

大きな検討項目としては以下が挙げられる。

- ・適用範囲：CISPR 14-1との明確な棲み分け。
- ・許容値：IEC61000-6-8をベースとし、CISPR 14-1特有の項目も適用する。
- ・動作条件：原則としてCISPR14-1を参照する。

(イ) 対処方針

A 要求事項の修正

CDが発行され、ハンブルク会議において各国コメントをレビューする予定。CISPR14-1との適用範囲の棲み分け、CISPR14-1特有の許容値の適用などに矛盾がないことを確認し、我が国からの意見が反映されるよう、必要に応じて対処する。

エ CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定

(ア) 審議状況

CISPR 15 第9版 修正票1のFDIS文書（F/851/FDIS）は反対票1で可決され、ISとして令和6年7月に発行されている。

令和5年のWG 2中間会議では、電流プローブ試験法で、EUTのディファレンシャルモード電流が極端に大きく流れているローカルワイヤードポート

の測定結果は、ばらつきが非常に大きくなることが、ドイツおよび日本からの測定結果を含め報告され、この問題に対処するために ISH 文書を発行することが決定されている。

A CISPR 15 第 9 版修正票 1 の発行確認

令和 6 年 7 月に発行された CISPR 15 第 9 版 修正票 1 のメンテナンス期間として、安定期間が令和 8 年に設定されている。

B 修正票 2 に関するアクションプランの確認

令和 7 年 F 小委員会総会では、修正票 2 のメンテナンスに対する検討項目など詳細についての言及はなかった。現在推進している CISPR 15 答申案の審議段階で発見された課題について、今後 WG 2 に提案することを検討する。

C CISPR 15 における電流プローブ試験法の改善

令和 6 年 F 小委員会総会では、上記 B で検討された電流プローブの試験法につき適正な測定方法の究明と応急的対処のための ISH を CISPR 15 として発行することについて、F 小委員会から A 小委員会に意見照会を行った。その結果、A 小委員会は、令和 7 年 2 月末までに修正方法を検討し、F 小委員会と共有することとなった。

令和 7 年 F 小委員会総会では、本件の回答状況の報告はなかったが、令和 7 年 10 月の WG 2 会議にて、電流プローブ法に対する ISH の DC 文書 (CIS/F/902/DC) へのコメント審議を行い、DISH の発行が確認された。

(4) 対処方針

A CISPR 15 第 9 版修正票 1 の発行確認

令和 8 年以内に次期修正票及び改正版の発行は予定されていないため、変更されると思われる安定期間を確認する。

B 修正 2 に関するアクションプランの確認

修正票 2 に関する審議動向を確認する。以後の WG 2 での実施項目についても確認する。

C CISPR 15 における電流プローブ試験法の改善

令和 8 年 5 月に ISH 文書が発行されたことを確認する。

(5) H 小委員会

(無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定)

(6) I 小委員会

(情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定)

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

諮問第 3 号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）
のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 2 から 3 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会対処方針

< 6 における対処方針の結論部分のみ記載 >

3 各小委員会における対処方針

(1) A 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(2) B 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(3) D 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(4) F 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(5) H 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(6) I 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(別表5)

CISPR F 作業班 構成員 名簿

(令和8年7月28日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	やました ひろはる 山下 洋治	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC 試験センター
主任代理	たかおか ひろゆき 高岡 宏行	(一社)日本照明工業会
構 成 員	いのうえ まさひろ 井上 正弘	(株)東陽EMCエンジニアリング 委託技術顧問
"	おおたけ ひろかず 大武 寛和	(一社)日本照明工業会 委員
"	きたやま ようへい 北山 洋平	(一財)日本品質保証機構 師勝 EMC 試験所 試験員
"	こばやし りゅういち 小林 隆一	NTTアドバンステクノロジー株式会社 マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC担当 主席技師(統括マネージャ)
"	たかはし こういちろう 高橋 浩一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	とくだ まさみつ 徳田 正満	東京都市大学 名誉教授
"	なかの よしたか 中野 美隆	(一社)日本電機工業会 家電部技術課
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	ひらとち よしみつ 平伴 喜光	(一社)KEC 関西電子工業振興センター
"	まえかわ やすのり 前川 恭範	ダイキン工業(株) 滋賀製作所 空調生産本部 商品開発グループ
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・校正事業本部電磁環境試験部試験グループ 主任技師
"	やまなか ゆきお 山中 幸雄	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 特別研究員

(計 14 名)